

議案第20号

二宮町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、本条例における新型コロナウイルス感染症の根拠となる条項が削除されたことから、改めて定義を規定することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険条例（昭和34年二宮町条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行日から適用する。

(議案第20号) 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>5～9 (略)</p>